

〒 [redacted]
住所 [redacted]
氏名 [redacted] 様

番号 [redacted]
平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

相続人等各位

市川税務署長
資産課税（担当）部門
（電話 [redacted]）
担当者（内線 [redacted]）
[redacted]

税務署長の 氏名の記載 及び署長印 の押印は省 略しています
--

相続税の申告等についての御案内

このたびの [redacted] 様の御逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、お亡くなりになられた方の遺産の総額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人数)を超える場合、亡くなられた方から相続や遺贈によって財産を取得された方は、亡くなられた日の翌日から10か月以内に相続税の申告と納税が必要になります。

つきましては、同封の「相続税のあらまし」を参考に申告と納税の必要があるかどうかを確認いただき、次の1又は2に記載するところにより「相続税の申告書」又は「相続税の申告要否検討表」の提出をお願いいたします。

- 1 お亡くなりになられた方の遺産の総額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人数)を超える場合には、[redacted] までに、亡くなられた方の住所地を所轄する税務署へ「相続税の申告書」を提出し納税をしてください。
- 2 お亡くなりになられた方の遺産の総額が基礎控除額に満たない場合には、「相続税の申告書」の提出は必要ありませんが、申告の要否を確認させていただくために、同封の「相続税の申告要否検討表」を、[redacted] 頃までに御提出くださいますようお願いいたします（同封の返信用封筒を御使用ください。）。

(注) この御案内は、あなたが過日、市区町村に届出された「死亡届」を基に送らせていただきました。あなたが相続人等でない場合には、お手数ですが、当署資産課税（担当）部門へ御連絡ください。

※ この文書による行政指導の責任者は、上記の税務署長です。

税務署におかけいただいた電話は、自動音声で御案内しています。担当者へのお問い合わせは、音声案内で「2」番(税務署)を選択した後、交換手に内線番号と担当者名をお伝えください。